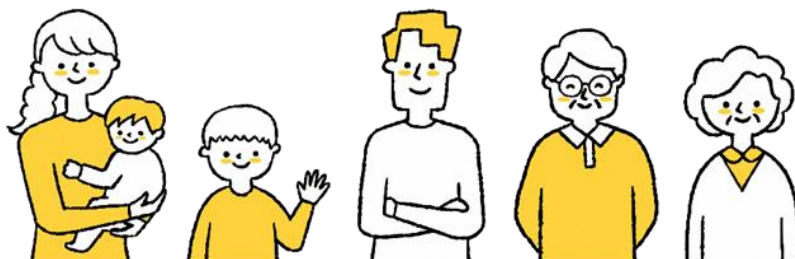


令和 7 年度  
つむぐみらい文化芸術活動支援事業補助金  
募 集 要 項



### 1. 事業の趣旨

『宇治市文化芸術振興条例』及び『宇治市文化芸術振興基本計画』の目指す姿である「文化芸術がつむぐ ひと・まち・みらい」の実現に向け、宇治の豊かな歴史と文化を未来に継承し、自主的かつ創造的な文化芸術活動に要する経費について、予算の範囲内において、つむぐみらい文化芸術活動支援事業補助金交付要項に基づき、補助金を交付します。

### 2. 補助対象者

次のいずれも満たすこととします。

- ・宇治市内に活動拠点を置き、文化芸術活動を行う団体であること。
- ・構成員に宇治市民を含む団体であること。
- ・宇治市から継続的に人的・財政的に支援を受けるなど、密接な関係を有する団体でないこと。
- ・暴力団の統制下にある団体や、暴力団員を構成員に含む団体でないこと。

### 3. 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、宇治市内に活動拠点を置き、構成員に宇治市民を含む団体が、宇治市内で実施するもののうち、次のとおりとします。

- （1）文化芸術に関するアウトリーチ活動であって、文化芸術の継承や活動者の育成に資するもの。

- (2) 社会福祉施設等における文化芸術に関するアウトリーチ活動であって、文化芸術体験の充実に資するもの。
- (3) 地域における文化資源を活用したアートプロジェクトであって、特色ある文化芸術の創造及び地域の活性化に資するもの。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの。

#### 補助対象外事業(例)

- ・営利を目的としたもの。
- ・カルチャースクール等の教室、発表会・展覧会・学習会など、団体の通常の活動の枠を出ないもの。
- ・地域住民の懇親を主たる目的とした祭やイベント。
- ・政治活動又は宗教活動を目的としたもの。

#### 4. 補助対象経費

- ・補助金交付の対象となる経費は、当該補助事業の実施に直接要する経費で、別表「つむぐみらい文化芸術活動支援事業 補助対象・対象外経費の例」に定める経費とします。
- ・期間内に完了した事業について、原則対象とします。

#### 5. 補助金額及び補助対象期間

- ・補助対象経費から、国・府等の補助金(事業に関する協賛金を含む)及びチケット収入等の当該補助事業に係る収入を減じた額の2分の1以内、補助限度額は10万円とします。
- ※報償費については、補助対象経費の50%を上限とします。
- ※団体運営全般に対する寄付金等は、「その他の収入」とします。
- ・補助対象期間は、令和7年5月7日から令和8年2月28日までとします。

#### 6. 採択者数

- ・予算の範囲内で採択します。
- ・一次募集において予算に達しない場合は、追加募集を行う可能性があります。

## 7. 募集期間及び応募方法

申請は、1団体につき1事業とします。

### (1) 募集期間

令和7年4月1日(火)～令和7年4月25日(金)

※令和7年4月25日(金)17時 窓口持参又は郵送(必着)。

### (2) 提出書類

市のホームページから下記の様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、提出してください。必要書類が揃っていない場合、申請は受け付けません。

※書類は原則、A4サイズで提出してください。

※提出書類は必ず写しをとり、保管するようにしてください。記載内容について、問合せをする場合があります。

- ①つむぐみらい文化芸術活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第2号)
- ③事業収支予算書(様式第3号)
- ④定款又は規約等の団体の運営規約に相当するものの写し
- ⑤これまでの活動実績を客観的に確認することができる資料
- ⑥団体構成メンバー一覧(参考様式1)

### (3) 提出先

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市産業観光部文化スポーツ課

### (4) 問合せ先

電 話 0774-20-8724(直通)

メール bunkasportska@city.uji.kyoto.jp

## 8. 審査及び選定

### (1) 審査・選定手順

- ・提出された申請書類により審査を行い、予算の範囲内で採択事業を決定します。
- ・申請内容についてヒアリングを実施し、資料の追加提出を求める場合があります。
- ・採択の可否は、申請者全員に書面で通知します。なお、採否の理由については、お答えしませんのでご承知おきください。

## (2)選定基準

| 選定基準   | 内容                                                                                                                                                                                      | 配点 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 公益性    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の団体やグループのみを対象とせず、広く市民の利益となる内容となっているか。</li> <li>・他分野連携・ネットワークの形成により、地域課題の解決に寄与する取組となっているか。</li> <li>・文化資源を活用し、その魅力を広く発信する取組となっているか。</li> </ul> | 30 |
| 実効性    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行程を明確にするなど、具体性の高い計画となっているか。</li> <li>・事業経費が適切に見積もられており、適切な執行が期待できるか。</li> </ul>                                                                 | 30 |
| チャレンジ性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性が高い事業内容であるか。</li> <li>・新たな価値を創出し、本市の魅力向上に寄与する取組となっているか。</li> </ul>                                                                           | 20 |
| 発展性    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者等との協働により、文化芸術によるまちづくりを実現していくプロセスが具体的に説明されているか。</li> <li>・担い手・支え手を育成し、文化芸術を次世代へ継承する取組となっているか。</li> </ul>                                   | 20 |

## 9. 事業変更及び中止

交付決定後、やむを得ない理由で、事業計画を変更又は中止する場合は、申請窓口（宇治市産業観光部文化スポーツ課）まで、必ず事前に相談してください。なお、計画変更により補助対象経費が増額しても、補助金の増額は認められません。

- ・補助事業は、交付決定を受けた内容のとおりを実施する必要があります。
- ・交付決定を受けた内容から大きく事業計画を変更する場合は、必ず、事前に市の承認を受けなければなりません。

※補助対象経費の20%以上の減額を伴う変更、又は補助事業の内容の重大な変更を行う場合は、「つむぐみらい文化芸術活動支援事業補助金事業計画変更承認申請書（様式第4号）」、「変更後の事業計画書（様式第2号に準じて作成したもの）」、「変更後の事業収支予算書（様式第3号に準じて作成したもの）」を提出してください。

## 10. 実績報告

### (1) 提出方法

- ・事業完了後30日以内、又は令和8年3月13日(金)17時窓口持参又は郵送(消印有効)のいずれか早い日までに、実績報告書等を提出してください。
- ・補助金は、提出された実績報告の内容を審査し、精算額を確定した後の支払いとなります。

※補助事業の実施結果が、交付決定内容に適合していない場合や、補助対象経費を証明する書類に不備がある場合には、実際に受け取る補助金は交付決定通知書に記載した交付金額より少なくなることがあります。

※期日までに実績報告書等を提出されない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

### (2) 提出書類

市のホームページから下記の様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、提出してください。必要書類が揃っていない場合、申請は受け付けません。

※書類は原則、A4サイズで提出してください。

※提出書類は必ず写しをとり、保管するようにしてください。記載内容について、問合せをする場合があります。

①つむぐみらい文化芸術活動支援事業補助金実績報告書(様式第5号)

②事業実績書(様式第6号)

③事業収支決算書(様式第7号)

④補助事業の実施状況がわかる資料(新聞記事・写真等)

⑤補助対象経費の支出を確認することができる資料(領収書の写し等)

⑥補助対象となる事業名の入った広報用印刷物及び成果物(原物)

※印刷されたちらし・パンフレット等の原物を確認できない場合は、印刷費等を補助対象経費として認められません。

⑦他の機関からの助成金・協賛金の交付決定通知書等の写し

⑧口座振替依頼書(参考様式2)

## 11. 留意事項

- ・補助事業にかかる収支を記載した書類・帳簿等を整備し、当該補助事業の完了後の翌年度から5年間保存すること。
- ・宇治市ホームページ等に、採択された団体名や事業名を掲載するなど、広報に協力をお願いする場合があります。

## 12. スケジュール

| 月 日          | 内 容     |
|--------------|---------|
| 令和7年4月1日(火)  | 募集開始    |
| 令和7年4月25日(金) | 募集締切    |
| 令和7年5月上旬     | 交付決定・通知 |
| 令和7年5月7日(水)  | 補助事業開始  |
| 令和8年2月28日(土) | 補助事業終了  |

宇治市産業観光部文化スポーツ課 文化係  
〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地  
TEL 0774-20-8724(直通)  
メール bunkasportska@city.uji.kyoto.jp